（独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九十三条　独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第九十四条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令

第一条中「独立行政法人森林総合研究所法（」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。」に、「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第二条中「独立行政法人森林総合研究所法施行令」を「国立研究開発法人森林総合研究所法施行令」に改める。

第五条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第六条中「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第七条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十一条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十二条中「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十三条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十四条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十五条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第十六条第二項の表中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第九十五条　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第七条の規定による改正後の」を削り、「法第四条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）」に改める。

（森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九十六条　森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所法施行令の一部改正）

第九十七条　独立行政法人森林総合研究所法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所法施行令

第一条第一項中「独立行政法人森林総合研究所法（」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。」に改める。

第三条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第十二節　経済産業省関係

（火薬類取締法施行令の一部改正）

第九十八条　火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人産業技術総合研究所

（信用保証協会法施行令の一部改正）

第九十九条　信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「により」の下に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第三条の」を加える。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第百条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に、「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所」に、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所」に、「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に、「独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に、「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に、「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。